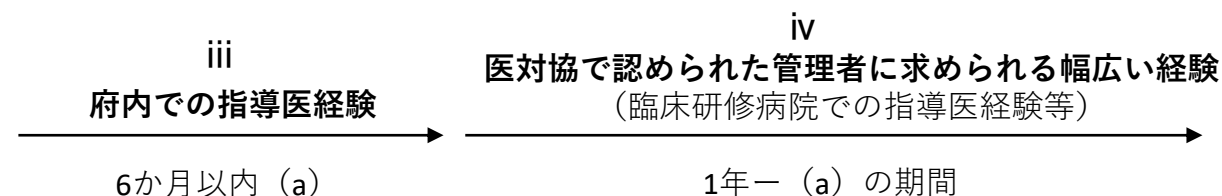


・医師少数区域等での勤務経験を求める管理者要件の拡充

以下に掲げる場合は、医師少数区域経験認定医師でない医師に対象医療機関を管理させることができる。

- (1) 令和2年4月1日以降に臨床研修を開始した医師以外の医師に病院を管理させる場合
→令和元年度以前に臨床研修を開始した医師が管理者になる場合は、認定医の資格不要
- (2) 医師少数区域等に所在する公的医療機関及び国立病院機構等の病院を管理させる場合
→現時点では府内に医師少数区域等はない（重点医師偏在対策支援区域を今後定めた場合は、同区域の管理者は認定医の資格不要）
- (3) 以下の i、ii 又は iii を合計して 6 月以上経験した者であって、かつ 1 年から i、ii 又は iii を経験した期間（ii 及び iii については、6 月以内の期間に限る。）の合計を除いた期間、iv に従事した者として、都道府県知事が認めるものに病院を管理させる場合
 - i 医師少数区域等における診療
 - ii 医師少数区域等における臨床研修
 - iii **医師少数区域等所在病院等でない病院**のうち臨床研修病院等における臨床研修指導医としての業務
その他の**医師少数区域等所在病院等でない病院**における医療従事者に対する指導に係る業務
 - iv 病院又は診療所へ派遣されて行う診療、臨床研修病院等における医療従事者に対する指導
その他の業務であって**病院等の管理者となるに当たり経験する必要がある業務として地域医療対策協議会において協議が調ったもの**

→ iii と iv を組み合わせることで、府内医療機関での経験のみでも条件を満たすことになる



- (4) (1) ~ (3) の場合のほか、前任の病院の管理者が不在となることが予期しなかった場合であって、認定を受けていない者に当該病院を管理させることについてやむを得ない事情があると都道府県知事が認める場合